

## 佐賀市上下水道事業経営審議会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 審議会は、本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ合理的な運営、健全な経営その他佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項について、次条に規定する委員である市民、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを目的とする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、有識者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、議事の進行を担当する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその担任を代理する。

### (招集)

第5条 審議会は、管理者が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 委員は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (意見報告)

第7条 会長は、第3条に定める委員が審議し意見した結果を、管理者へ報告するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告を受けたときは、その意見聴取した結果を尊重し、上下水道事業の運営及び経営に反映させていかななければならない。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、水循環部総務課において処理する。

### (報償の額)

第9条 委員に対する報償の額は日額5,630円とする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。